

後期高齢者医療
被保険者証

新しい 後期高齢者医療 被保険者証は さくら色に!

後期高齢者医療 被保険者証について

75歳以上の方が8月1日より使用していただく新しい被保険者証が交付されます。新しい被保険者証は、さくら色で、7月下旬に簡易書留で郵送されます。

届きましたらお名前等をご確認いただき、医療機関で診療等を受ける際には、ご提示ください。現在お使いの被保険者証は、8月以降お使いになれません。各自において廃棄してください。

また、「限度額適用・標準負担額減額認定証」も、8月1日より新しくなり、被保険者証とは別に郵送されます。前年度交付を受けている方で今年度も適用要件に該当する場合は、引き続き交付させていただきます。

(※新規に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受ける

けるには、申請が必要です。適用要件等詳しくはお問い合わせください。)

後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療保険料は、被保険者それぞれの前年中の所得に基づき毎年7月に算定され、7月中旬までにお知らせします。

年度途中の資格取得者(75歳の誕生日を迎えた方や転入等)へは、資格取得の翌月に通知します。

※保険料率の改定について

4月号でお知らせしましたとおり、平成24・25年度について、図1のとおり保険料率が改定になります。

保険料率の軽減について

□均等割軽減

(均等割額39,670円)
軽減判定対象総所得金額等が図2に該当する世帯の被保険者は、均等割額が軽減されます。

□所得割軽減

所得割額を負担する被保険者のうち、基礎控除後の総所

図1

22・23年度の保険料率	24・25年度の保険料率
所得割率 7.28%	所得割率 7.86%
均等割額 38,710円	均等割額 39,670円

保険料額 =

$$39,670円 + (所得 - 33万) \times 7.86\%$$

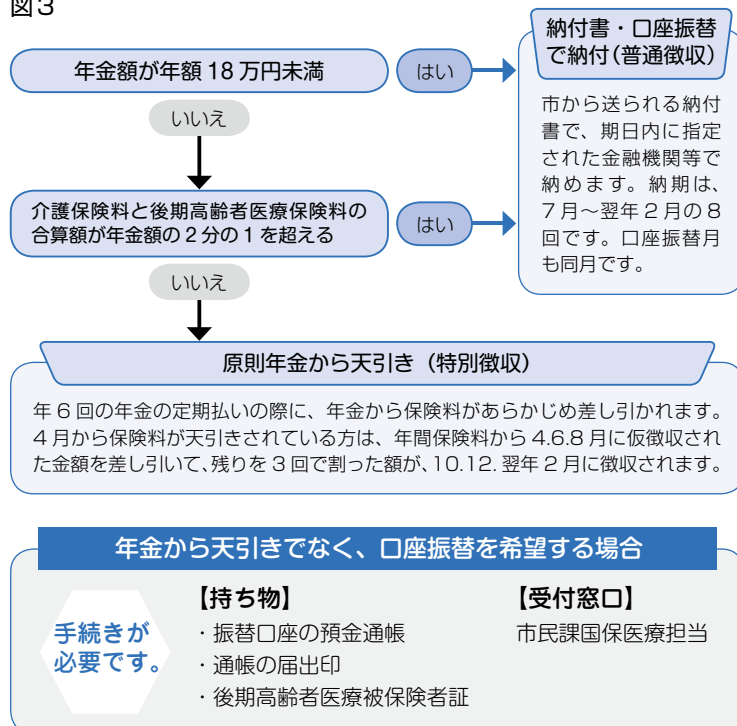
〈均等割額〉 〈所得割額〉

※保険料の賦課限度額は55万円です。

図2

	均等割が軽減される世帯	軽減割合
同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等が	8.5割軽減に該当する場合に、その世帯の被保険者全員に年金収入以外の所得がなく、年金収入が80万円以下の世帯	9割
	基礎控除額(33万円)以下の世帯	8.5割
	基礎控除額(33万円) + {24.5万円 × 被保険者数(被保険者である世帯主は除く)} 以下の世帯	5割
	基礎控除額(33万円) + {35万円 × 被保険者数} 以下の世帯	2割

図3



保険料の 納付方法は2通り

保険料の納付方法は、年金から天引きされる「特別徴収」

得金額等が58万円を超えない方については、所得割額が一律5割軽減されます。

□被用者保険の被扶養者に対する9割軽減

職場の健康保険などの被扶養者であった場合には、所得割額は発生せず、均等割額は9割軽減されます。

と、納付書や口座振替による「普通徴収」の2通りです。(図3)

□座からの引き落としを希望する方は、お問い合わせください。

■お問い合わせ

・国保医療担当
(内線127)

・徴収担当
(内線163・165)

・県後期高齢者医療広域連合
055-23615671